

生活文化環境森林常任委員会年間活動計画作成について

1 部局所管概要事項調査

↓
5月26日（木） 生活文化環境森林常任委員会
（生活・文化部、環境森林部）

2 年間活動計画について協議（所管事項調査のあと）

- ↓
- (1) 部局の所管概要事項説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
 - (2) 重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
 - (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
- ※参考：年間活動計画書
※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。